

台風への対応

1 当地域に台風による「暴風警報」が発令された場合の対処の方法について以下のように定める。

2 台風による「**暴風警報**」発令時の対処基準＜**牧之原市及び生徒の居住地**において＞

時 点		台 風 情 報	生 徒 の 対 応	学 校 の 対 応
生徒の登校前	時以前	台風の進路により、授業時間内に台風に関する「暴風警報」発令が確実視される場合	生徒緊急連絡網による連絡がない場合は、通常の登校準備をする。	・台風情報、交通情報を確認し、生徒の安全を第一に考え、早めに対応する。 ・状況により、業者へ給食停止の連絡を早めに行う。 ・「暴風警報」発令前の休校決定は、緊急連絡網により、生徒へ連絡する。 ・職員は原則として定時までに出勤し、生徒・家庭からの連絡に対応する。出勤できない場合は速やかに連絡する。
	4時	午後4時の時点で、台風に関する「暴風警報」が発令されている場合	自宅で待機する。	
	6時	午後6時までに、台風に関する「暴風警報」が解除された場合	後半の授業の支度をして、十分に注意し、 安全を確認して、登校する。 （授業は午後7時から始める。）	
		午後6時までに、台風に関する「暴風警報」が解除されない場合	牧之原市で解除されていない場合は、 休校 とする。生徒の居住地で解除されていない場合は、 該当生徒は出席停止 とする。	
生徒の登校後	6時以降	台風の進路により、台風に関する「暴風警報」発令が確実視される場合	学校の指示により、下校する。この場合は、安全に注意して下校する。	・台風情報、交通情報を確認し、生徒の安全を第一に考え、早めに対応する。 ・生徒を下校させることを原則とするが、状況により柔軟な対応をする。 ・下校が困難な場合は保護者と連絡をとり、対策を講じる。
		台風に関する「暴風警報」が発令された場合	指示のあるまで、学校にとどまる。 学校の指示により、下校する場合は、安全に注意して下校する。	

3 「注意報」の場合は、その後の推移を予想し、安全を確認した上で登下校をする。

4 「大雨・洪水警報」が発令中は、安全を考慮して登校する。ただし、居住地域及び通学路の状況等により危険と判断される場合は自宅待機とし、学校に連絡する。

5 登校前の台風情報は、テレビ・ラジオ・電話(177番)等で確認する。

状況により、日程が急に変更になる場合があります。学校連絡メールに必ず登録しておくこと。緊急の場合は、学校連絡メールで連絡します。